

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和元年6月26日現在

機関番号：32683

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2017～2018

課題番号：17H06684

研究課題名（和文）天皇主権論の総合的研究 昭和戦前・戦中期を中心として

研究課題名（英文）A Comprehensive Study of the Emperor's Sovereignty in Pre-war Showa Era

研究代表者

坂井 大輔（SAKAI, Daisuke）

明治学院大学・法学部・研究員

研究者番号：40805420

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,000,000円

研究成果の概要（和文）：戦前の「主権学派」に関する資料の収集・分析を進め、今日までに知られていなかった資料を含む資料群を形成できた。その中で、これまでいわゆる上杉・美濃部論争以後において通説の地位を失ったと考えられてきた「主権学派」が、着実に生きていたことが明瞭となった。しかもそれは、穂積八束・上杉慎吉の師弟とは異なる形においてである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

近現代の法学を法制史学の対象として把握しようとする試みが始まったのは、ごく最近のことであるが、本研究は、日本の公法史を通過的に検討することにより、このような研究動向に寄与したものである。それにより、他分野、とりわけ憲法学や政治学との間に実りある対話が生まれたことは、学際的意義を持ち得るであろう。

研究成果の概要（英文）：The collection and analysis of materials on "Sovereign school" before the war progressed. It became clear that "Emperor's Sovereignty school", who had been thought to lose the position of the popular theory after the so-called Uesugi-Minobe dispute, had been living steadily. Moreover, it was different from the theory of Yatsuka HOZUMI and Shinkichi UESUGI.

研究分野：日本法制史

キーワード：憲法学史 天皇制

1. 研究開始当初の背景

(1)日本憲法学史研究の概要

大日本帝国憲法のもとで展開された憲法学についての研究は、これまでも数多く行なわれてきた。その中で、敢えて二つの潮流を挙げるとするならば、鈴木安蔵や長谷川正安といった憲法学者たちによってなされた憲法学史研究(長谷川正安『日本憲法学の系譜』勁草書房、1993年など)と、法哲学者長尾龍一の行なった日本法思想史研究(長尾龍一『日本法思想史研究』創文社、1981年、同『日本国家思想史研究』創文社、1982年など)であったと思われる。前者は、憲法学史の検討に際して、現行憲法を尺度として外部的にその評価を下すという手法を採用することによって、穂積八束や上杉慎吉ら「主権学派」と、美濃部達吉を代表とする「立憲学派」の対立という、今日まで通念化している枠組みを創出した。「主権学派」の研究が「立憲学派」のそれよりも軽んじられてきたことは、彼らの戦後憲法に基づく価値判断の結果である。これに対して後者は、「主権学派」の面々を、主として人物研究的なアプローチによって取り上げるものであるが、法学者たちのテキストを分析する際には、前者と評価的態度を維持している。近年では、このような評価的態度を排した実証的な研究が試みられるようになってきているが(官田光史「非常事態と帝国憲法 大串兎代夫の非常大権発動論」『史学雑誌』120巻2号、2011年、西村裕一「美濃部達吉の憲法学に関する一考察 一九三二 - 三五年を中心に (1)(2)」『国家学会雑誌』(1)121巻11・12号、(2)122巻9・10号、2008-2009年、同「穂積八束を読む美濃部達吉 教育勅語と国体論」岡田信弘・笹田栄司・長谷部恭男編『憲法の基底と憲法論 思想・制度・運用 高見勝利先生古稀記念』信山社、2015年など)、これらはいずれも、特定の学者を対象とした個別研究に留まっている。公法学史の総体的把握という課題： 以上のような従前の憲法学史研究は、現代を尺度とした評価的態度を有しており、「立憲学派」に属さない学者に対する研究が充分でないこと、近年実施されている実証研究においては、未だに個別的であり、通史的叙述を構築するに至っていない点、対象とする学者の憲法学説に関心が集中し、それ以外の言論活動に対する分析が充分でない点、という3つの問題を抱えている。法学者たちの多様な言論活動全体を分析の対象としたうえで、通史的な公法学史の見取り図を示すことは、今日の学界にとって喫緊の課題である。

(2)これまでの研究成果とその発展

このような課題に挑むべく、研究代表者は、日本初の憲法学者とすべき穂積八束およびその弟子である上杉慎吉を主たる研究対象として、網羅的な文献調査によって彼らの言論活動の全体像を明らかにし、それによって「主権学派」における学説の継承関係・対立関係やその政治的・社会的意義を実証的に分析してきた(坂井大輔「日本公法学史研究序説 穂積八束を中心として」一橋大学(博士論文)、2017年)。

2. 研究の目的

本研究では、それ以後の時代、即ち昭和戦前・戦中期の「主権学派」の公法学者たちの活動を調査・分析し、その実態を解明することを試みる。第一に、天皇主権論を採用する公法学者をリストアップし、それぞれについて網羅的な文献リストを作成する。第二に、各公法学者について、その学問的位置付け(明治～大正期までの公法学説をどの程度継承しているのか、また、西欧の法学説をどの程度継受しているのか)、政治的位置付け(どのような団体に参加しているのか、また、政治的な動向とどの程度関係しているのか)、社会的位置付け(どのような媒体に論考を公表しているのか、また、その論考がどのような社会的インパクトを有していたのか)、を明らかにしたうえで、それらを分類・整理する。そして第三に、これによって、昭和戦前・戦中期における天皇主権論の議論状況を解明し、明治～大正期までを対象としてきた研究代表者のこれまでの研究と突き合わせることによって、戦前における日本の公法学史を、「主権学派」の立場から通史的に再構成する。

3. 研究の方法

(1)文献調査

本研究の目的は、昭和戦前・戦中期における天皇主権論を採用する法学者たちの言論活動の実態を調査し、その学問的・政治的・社会的背景を解明することである。まず第一に、寛克彦・清水澄・大串兎代夫・里見岸雄・佐治謙謙・佐藤丑次郎・黒田覚などの、昭和戦前・戦中期において天皇主権説を採用した公法学者について、文献調査を実施する。この際、当該時期における貴重資料を所蔵している機関には、直接出向いて所蔵資料の調査および文献の複写を行なう。

(2)データベース化

収集した文献は、スキャン・OCR化し、機械可読ファイルとしてPCに保存する。これにより、当該時期の文献について、キーワード検索が可能なデータベースを構築し、分析の効率化・精緻化を実現する。

4. 研究成果

(1)「主権学派」の生存

以上を通じて、戦前の「主権学派」に関する資料の収集・分析が進んだ。その中で、これまでいわゆる上杉・美濃部論争以後において通説の地位を失ったと考えられてきた「主権学派」が、着実に生き続けていたことが明瞭となった。しかもそれは、穂積八束・上杉慎吉の師弟とは異なる形においてである。

(2) 穂積八束と上杉慎吉

穂積八束の学説を継承したのは上杉慎吉であった、と通常考えられている。ただしそれは、師の思想をそのまま受け継いだものではなかった。家制・祖先教といった八束《公法学》の核心が揺らぐ中で彼が見出した突破口は、天皇を神そのものとして位置付け、人々の信仰をそこに集中させるという策であった。それゆえ上杉の天皇論は、人々の信仰心によって初めて成立するという意味において、すぐれて民主的な性格を持つ。神としての天皇に対する信仰心を多くの人々に植え付けるために、上杉は普通選挙を呼びかけ、全国各地で演説を行なっている。彼の呼びかけは、主としてこれまで政治参加の道を閉ざされていた無産者に向けられており、そこで訴えられたのは、既存の政治勢力を除去することによって実現するであろう、民意を反映した天皇の政治であった。この上杉の奮闘は、来るべき対米戦争を見据えてもいた。したがって、彼はなによりもまず、国内の政治的・経済的対立を除去せねばならなかった。政争を引き起こす政党勢力の排除や、労使協調の訴えは、そのような目的からなされている。上杉の活動が成功裏に終わったとはとても言い難い。

(3) その他の「主権学派」

このような穂積八束から上杉慎吉への「継承」は、内容面というよりはその構想の大きさに見出されるのであるが、多くの「主権学派」はそうではなかった。八束の教え子であり、行政裁判所や枢密院で要職を歴任し、戦後において憲法改正にも関与した清水澄は、国体の説明において忠孝を協調し、立憲政体の本旨を三権の分離に求め、天皇の憲法外の大権発動を容認する、という、八束の憲法学説の特徴を保存した学説を戦後まで説き続けた。八束の憲法学説が、あり得べき学説の一つとして清水に継承され、戦後に至るまでその命脈を保ったことは、記憶にとどめられるべきことであろう。しかし、清水のような在り方は、「主権学派」が八束 - 上杉のような現実への働きかけを重視する議論 あるべき国家像を提示しそこへの道筋を示すではなくなったことを示すであろう。

(4) 美濃部との関係

これについては、美濃部達吉の示したフィールドの上に、「主権学派」の論者たちも乗っていたという理解も可能であろう。美濃部達吉の公法学の際だった特徴は、その守備範囲の狭さである。穂積八束や上杉慎吉とは異なり、美濃部は基本的に、法律学の枠内で活動しており、その中に またはそれに加えて 現実政治に対する評論ないし提言が見られる程度である。美濃部の公法学が擁護したのは、君民同治を旨とする立憲君主政であった。その下で美濃部は、最適な政治権力の編成を求め続けた。彼の考える国民の参加は、事実上は議会の同意を意味し、議会の内実についても、議員の一部が民選議員であればよい、という緩いものだったため、1930年代の美濃部は議院内閣制以外の政治システムを容易に提案することができた。現実政治に対応した議論を展開することが、彼にとっては重要であった。このような状況に適応した「主権学派」の論者たちは、天皇機関説事件によって美濃部が攻撃を受けた後も、八束 - 上杉のような議論に回帰せず、一学説として読み継がれた。穂積八束や上杉慎吉の書物が機関説事件の後に復刊されるようになるが、それらもまた、当時の文脈とは切り離された一学説として受容されたようである。このような変質を経て、「主権学派」は戦中から戦後にかけて存続したのであった。

(5) 今後の課題

以上のような見取り図に則り、公表できた成果は、一部に留まる。他については今後公表を進めていきたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計6件)

1. 「憲法の規整力」研究会(山本龍彦・横大道聡・山崎友也・江藤祥平・栗島智明・清水唯一郎・大久保健晴・境家史郎・木寺元・出口雄一・小石川裕介・荒邦啓介・坂井大輔)「軍隊に対する憲法の規整力とは」『法律時報』91巻6号、2019年。
2. 「憲法の規整力」研究会(山本龍彦・横大道聡・山崎友也・江藤祥平・清水唯一郎・大久保健晴・境家史郎・木寺元・出口雄一・小石川裕介・荒邦啓介・坂井大輔)「代表制」の原理的・制度的基盤は何か?」『法律時報』91巻4号、2019年。
3. 「憲法の規整力」研究会(山本龍彦・横大道聡・山崎友也・江藤祥平・清水唯一郎・大久保健晴・境家史郎・木寺元・出口雄一・小石川裕介・荒邦啓介・坂井大輔)「八月革命、一日にして成らず」『法律時報』91巻2号、2019年。
4. 「憲法の規整力」研究会(山本龍彦・横大道聡・山崎友也・江藤祥平・清水唯一郎・大久保健晴・境家史郎・木寺元・出口雄一・小石川裕介・荒邦啓介・坂井大輔)「誰のための、

何のための「憲法典」か？」『法律時報』90巻12号、2018年。

5. 「憲法の規整力」研究会(山本龍彦・横大道聡・山崎友也・江藤祥平・清水唯一郎・大久保健晴・境家史郎・木寺元・出口雄一・小石川裕介・荒邦啓介・坂井大輔)「「世論」と「立憲主義」をめぐって」『法律時報』90巻10号、2018年。
6. 坂井大輔「西田彰一著「一九〇〇年代における筧克彦の思想」同「植民地における筧克彦の活動について 満州を中心に」」『法制史研究』67号、2018年。

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。